

令和4年度予算執行方針

令和4年度は、市民一人ひとりが幸せを実感できるよう、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ、共生社会の実現に向けた取組の推進、観光振興・経済対策、子育て・教育環境の充実など、各課題の解決に向けて取り組む予算を編成したところである。

新型コロナウイルス感染症対策としては、ワクチン3回目接種の促進、小中学校や公立保育所等に配置する消毒従事員による定期的な消毒の実施、児童福祉施設における感染予防対策物品の確保などによる感染予防・感染拡大の防止、感染症緊急対策特別融資の利子補給による雇用維持・事業継続の支援、住居確保給付金や生活困窮者自立支援金の支給による生活支援、市役所におけるテレワーク導入に向けた実証運用の拡充、市民課及び市民税課の窓口におけるキャッシュレス決済の導入によるウィズコロナ・ポストコロナへの対応などに取り組むこととしている。

共生社会の実現に向けた取組としては、昨年度に実施したバリアフリー調査による歩道等の段差解消、市民からの要望等による生活道路の改善、視距改良等による通学路の安全確保、公園トイレの洋式化、市営住宅出入口の段差解消、町内公民館建設等補助金・貸付金制度の見直しによる環境改善の促進などによるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、認知症対策、介護人材確保の支援などによる高齢化社会への対応、職場実習の促進、移動支援の拡充などによる障がい者への支援などに取り組むこととしている。

観光振興・経済対策に関する取組としては、「ユニバーサルツーリズムの推進」、「観光DX」、「免疫力日本一宣言の実現」、「食×観光」の4本柱による別府観光の魅力向上、持続可能な観光地づくりに向けた取組、入湯税超過課税を活用した観光振興、別府ツーリズムバレーの推進、ポストコロナを見据えた事業継続支援などに取り組むこととしている。

子育て・教育環境の充実に関する取組としては、子ども医療費の助成対象の拡

大、養育支援が必要な家庭に対する育児・家事援助、子どもの見守り体制の強化、子どもの貧困対策などにより子育て環境の充実に取り組むとともに、金融教育及びプログラミング教育並びに部活動指導の充実、令和5年9月の供用開始に向けた学校給食共同調理場の建設及び食物アレルギー対応給食調理場の整備、小中学校における生理用品の設置、スクールソーシャルワーカーの拡充などにより教育環境の充実に取り組むこととしている。

コロナ対策も3年目に入ることから、これまでの経験を生かし、感染症対策と社会経済活動との両立に、より一層バランスをとりながら進めなければならない。また、前述の各課題への対応だけでなく、交通不便地域の解消、住居表示の実施、防災対策の強化などへの対応も求められているとともに、人口減少対策、社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化対策等、従来からの課題に対しても引き続き取り組む必要がある。

このようなコロナ対策をはじめとした今後の財政支出に備えるため、第4次行政改革推進計画の推進はもとより、安易な前年度の踏襲ではなく、執行段階においても新たな財源を模索するほか、事務改善を積み重ねることにより、基金を取り崩すことなく、安定した行政サービスが提供できるよう持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組んでいかなければならない。

こうした状況を踏まえ、予算執行に当たっては、計画的かつ効果的・効率的な執行に努め、施策の目的が確実に達成されるよう下記事項に留意されたい。

記

予算の効果的かつ効率的な執行について

- 1 本市の財政状況を職員一人ひとりが十分認識し、「予算の使い切り」の発想を払拭し、計画的かつ効果的・効率的に予算を執行すること。
- 2 総合戦略に掲げた目標値の達成など事業目標を常に念頭に置き、創意工夫、改善等を加えながら事業成果を意識して予算を執行すること。なお、事業成果

が希薄な場合は事業の見直しを検討すること。

- 3 事務事業を実施するに当たっては、経済性、効率性等の確保はもとより、あらゆる創意工夫により経費節減に努めること。
- 4 事務事業を実施するに当たっては、その趣旨や内容、効果等について、市民、関係団体等とよく対話し、理解と協力が得られるよう説明責任を十分に果たすこと。

予算執行に係る個別留意事項

1 全般的事項

(1) 歳出予算の配当

歳出予算は、年間配当とする。ただし、入札差金等により生じた予算の執行残額については、配当した歳出予算を減額するものとし、追加工事や他の事業等への流用は認めない。**予算の執行残額が生じたときは、速やかに財政担当課に報告すること。**

(2) 関係各課等との事前調整

効率的かつ適正な予算執行を図るため、事前に関係各課等と十分な調整を行うこと。

(3) 補正予算

ア **予算の補正等を必要とする理由が生じたときは、速やかに財政担当課と協議すること。**

イ 補正の対象は、国・県の制度改正等に伴うもの、新型コロナウイルス感染症対策費、災害復旧事業費など緊急性を有するもの等で、真にやむを得ないものに限る。

ウ 状況変化等により不用となった予算については、直近の補正予算もしくは、3月補正予算において減額すること。

(4) 繰越明許費

繰越明許費は、真にやむを得ない場合に限り計上する予算原則の例外であり、安易に繰越をすることのないよう早期にかつ計画的に執行し、年度内の完成に努めること。ただし、部品調達の困難等により、設備等の納品に時間を要し、工期が年度を超えることが見込まれる場合は、適切に繰越明許費を計上すること。

(5) 予算流用

予算の流用については、流用が必要となる事態が発生した時点で速やかに財政担当課と協議すること。予算を担保せずに実施した事後報告による予算流用は認めない。

2 歳入について

(1) 自主財源の確保

自主財源については、予算計上額を確保することはもちろん、努めて増収を図ること。

(2) 特定財源の確保

各事務事業における特定財源の確保には万全を期すこと。また、新たな制度の検討・活用を常に行い、積極的に財源の確保を図ること。

(3) 市税

ア 課税客体の的確な把握に努めること。

イ 納期内納付、滞納整理等の促進を図り、徴収率の向上に努めること。

(4) 使用料

減免については、減免規定に基づき、適切に運用を行うこと。

(5) 国県支出金

ア 国県支出金を財源とする事務事業については、事業採択の見通しがついてから執行すること。

イ 地方創生に関する施策など国県の動向を把握し、積極的に補助金を活

用して事務事業を執行すること。

ウ 事業計画の変更、制度改正、内示額の減少等に伴い、国県支出金を財源とする事務事業に変更等が生じる場合は、速やかに財政担当課と協議すること。

エ 所要額の確保を図るとともに、収入を早期に確保する観点から、積極的に概算交付制度を活用すること。

(6) 市債

ア 交付税措置がある有利な市債を活用すること。

イ 国庫補助金額、起債対象事業費等の変更に伴い、予定していた市債が借りられなくなる場合があるので、市債を財源とする事業に変更等が生じる場合は、速やかに財政担当課と協議すること。

3 歳出について

(1) 執行計画

効率的な予算執行の観点から、年間執行計画を策定するとともに、主要事業をはじめ予算計上した各事業の目的が十分に達成できるよう、適切な執行を図ること。

(2) 関係各課等との協力・連携

予算の執行を他の課等に委託している場合は、連絡調整を密にし、常に委託事業の進捗状況を的確に把握して、適切な執行が図られるよう協力・連携すること。

(3) 契約

契約手続は、競争入札を原則とし、特別な理由もなく、安易に随意契約を行使しないこと。随意契約とする場合は、別府市随意契約ガイドラインを参考に判断すること。

(4) 予定価格

予定価格は、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、公共

サービス基本法の趣旨（適正な労働条件の確保、契約時の役割分担、リスク分担等の明確化等）を踏まえ、別府市契約事務規則の規定に基づく適正な価格を積算し、予定価格を設定すること。

（５）人件費

ア 会計年度任用職員等の雇用は、事務事業の実施方法等を精査し、必要最小限に努めること。

イ 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、振替・代休の取得、事務改善等により削減に努めるとともに、各課等に配分された予算の範囲内で納まる年間事務・事業計画を立て、執行すること。

（６）物件費

ア 施設の維持管理費や事務費などについては、必要性、優先性、費用対効果等のコスト意識を持ち、執行の段階で更に見直しを図ること。

イ 年度末に集中して消耗品、備品等を購入することのないよう、計画的に執行すること。

ウ 委託業務については、仕様、実施時期、費用対効果を再検証し、効率的に執行すること。

エ 指定管理者制度については、指定管理者制度運用ガイドラインにより適正な運用を図ること。基本協定の遵守は基より、指定管理者の業務実施の内容や財務状況などをモニタリングし、適切な施設管理及び財務運営が行われるよう指導・監督をするとともに、制度の趣旨である市民サービスの向上と経費の節減が図られているかを検証すること。

オ システム改修等の委託業務については、情報推進担当課による見積書の確認を経た上で、予算執行の手続を行うこと。

（７）普通建設事業費

ア グレード、コスト等を精査して更なる削減等を図るとともに、年間執行計画に基づく進捗管理を行い、他の工事との関連、実施時期等を検討した上で、年度末に施工が集中することのないよう、計画的に実施すること。

イ 「新・担い手3法」において、地方公共団体における施工時期の平準化が努力義務化されたことに伴い、できる限り平準化率の改善に取り組むこと。

(8) 補助費等

ア 補助金等の交付決定に当たっては、別府市補助金等交付規則及び別府市補助金等交付指針に基づき、申請に係る書類の審査及び必要な調査を行うこと。

イ 補助の公平性及び透明性を確保するため、必要に応じて交付要綱等を制定すること。

ウ 事業実績報告書、補助金等成果報告書等については、補助事業の完了後1か月以内に遅滞なく提出するよう指導するとともに、成果目標に対する達成度など補助効果を確認し、当該報告に係る会計経理、効果等について、必要があると認めるときは、実地検査等を実施すること。

エ 各種団体等への補助金については、安易な事前交付をしないこと。特に団体運営費補助金については、年度当初に一括交付せず、適宜分割交付すること。また、当該団体の収支状況等を確認し、補助金交付の必要性、妥当性等を十分に検証し、適正な執行を図ること。

4 外郭団体について

市の外郭団体の予算執行についても本通知の主旨に準じた取扱いを行うよう指導すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により普通会計に加え、公営事業会計、第三セクター等の負債を含めて財政運営の健全性が判断されることから、第三セクター等については、常にその経営状況や運営体制等を管理し、必要に応じて指導、調整等を行うこと。

5 特別会計について

各特別会計については、一般会計と同様に前記1から4までにある該当事

項を適用させるとともに、的確な経営分析を行い、徹底した経費の削減、事業の合理化及び歳入の確保を図り、独立採算の原則の下、一般会計繰入金等の縮減などに努めること。